

岸和田市上下水道局

令和6年度 水質検査計画



水道の水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理の中核をなすものです。

岸和田市上下水道局では、水道水の水質検査の適正化を図るため検査項目や検査地点等の実施方法を定めた水質検査計画を策定し、計画的な水質検査を実施します。

～水質検査計画の内容～

-
- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 基本方針 | 6 水質検査方法 |
| 2 水道事業の概要 | 7 臨時の水質検査 |
| 3 水源と水道水の水質状況 | 8 水質検査計画及び水質検査結果の公表 |
| 4 定期の水質検査を行う地点 | 9 水質検査の精度と信頼性保証 |
| 5 水質検査項目及び頻度 | 10 関係機関との連携 |
-

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で定められている給水栓に加え、浄水場の原水・浄水及び浄水処理過程並びに大阪広域水道企業団浄水受水地点で検査を行います。
- (2) 検査項目は水道法で定められている水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目の検査を行います。
- (3) 水道法で一定の条件を満たせば、検査を省略及び頻度を減じることができるとされている水質基準項目についても、より高い安全性を確保する観点から省略及び頻度を減じることを行いません。

2. 水道事業の概要

(1) 水道の創設

本市の水道事業は、昭和14年11月に厚生省の事業認可を得、昭和16年8月より給水を開始しました。

(2) 給水状況〔令和5年3月31日現在（令和4年度上水道事業会計決算書）〕

給水区域	岸和田市域及び忠岡町の一部（忠岡町新浜）
給水人口	188,769人
給水戸数	89,053戸
1日最大給水量	64,130m ³
1日平均給水量	59,063m ³

(3) 水源の名称及び種別

市の自己水源は深井戸（4本）で、流木浄水場で浄水処理をした浄水を流木配水場で大阪広域水道企業団より受水した浄水と混合し流木低区配水区域に給水しています。

また、琵琶湖を源とした淀川を水源とする大阪広域水道企業団の高度浄水処理をした水道水を市内4ヶ所の配水場で受水し給水しています。

(4) 浄水場の概要

浄水場名	流木浄水場
所在地	岸和田市流木町
水源	深井戸（地下水）
浄水処理方法	前塩素処理、凝集沈殿 急速ろ過、塩素消毒

(5) 配水系統の概要

水源	浄水場・配水場名	配水区域
大阪広域水道企業団 村野浄水場浄水	今木配水場	配水区
	赤山配水場	高区配水区 低区配水区
	光明配水場	中区配水区 低区配水区
	流木配水場	高区配水区
さく井1号 さく井2号 さく井3号 さく井5号	流木浄水場	混合 低区配水区

3. 水源と水道水の水質状況

(1) 水源の水質状況

①流木浄水場

さく井1号、さく井2号、さく井3号及びさく井5号の4本の深井戸から地下水を取水しており、水質は安定していますが、地質に由来する高濃度の鉄及びマンガンの除去に留意し、浄水処理を行う必要があります。

②大阪広域水道企業団浄水

大阪広域水道企業団の原水は、淀川であり生活排水や工場排水の影響を受けやすいといえますがオゾン・粒状活性炭処理による高度浄水処理により安全な水道水となっています。

水源の水質検査結果の過去3年間の最大値及び平均値は、資料-1及び資料-2に示すとおりです。

(2) 水道水の水質状況

給水栓水の水質検査結果の過去3年間の最大値及び平均値は、資料-3及び資料-4に示すとおりです。最大値においても水質基準を十分に満たしており、安全で良質な水道水です。

4. 定期の水質検査を行う地点

(1) 水質基準項目の検査

流木浄水場は、水源を5ヶ所、浄水を浄水池出口及び適正に処理されていることを確認するため浄水処理工程で3ヶ所を検査地点とします。

大阪広域水道企業団浄水を受水している4ヶ所の配水場を検査地点とします。

給水栓については、給水区域が4系統に配水系統が大別されているため、その配水区域の状況を考慮して、10ヶ所の末端給水栓を検査地点とします。

ただし、水道法に規定されている送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる項目の内、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤及びフェノール類については、流木浄水場浄水及び流木配水場を検査地点とします。

(2) 水質管理目標設定項目の検査

原則として、水質基準項目と同じ地点で検査を行います。

(3) 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査における検査地点

1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、自動水質計器を給水栓検査地点と同じ10ヶ所に設置し、24時間監視を行います。

浄水場の検査地点は下表のとおりです。

流木浄水場	検査地点名
水源	さく井1号
	さく井2号
	さく井3号
	さく井5号
	混合原水
浄水処理工程	凝集剤注入後
	沈殿池出口
	ろ過池出口
浄水	浄水池出口

配水場及び給水栓の検査地点は下図のとおりです。

※自動水質計器移設のため、令和6年1月17日より検査地点を忠岡町新浜から木材町に変更。



受水検査地点名	配水区域名	給水栓検査地点名
流木配水場	低区配水区	岸之浦町
	高区配水区	尾生町
光明配水場	低区配水区	流木町
	中区配水区	尾生町
赤山配水場	低区配水区	額原町
	高区配水区	北阪町
		岸の丘町
	高々区配水区	牛滝町
今木配水場	配水区	塔原町
		木材町

5. 水質検査項目及び頻度

(1) 水質基準項目

人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについて 51 項目が設定されています。この 51 項目すべてについて、法に定められた回数を実施するほか、一部の項目についてはそれ以上実施いたします。詳しい検査項目、頻度については、資料－1 及び資料－3 のとおりです。

(2) 水質管理目標設定項目

水質基準とすることは見送られたものの、今後水道水中でも検出される可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として 27 項目が設定されています。

浄水処理で使用していない「二酸化塩素」と検査体制が整っていない「臭気強度」及び基準項目の「有機物等（全有機炭素の量）」と相関関係が認められる「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を除く 23 項目を水質基準項目に準じて検査します。

農薬類は、流木浄水場混合原水及び浄水池出口において自己検査で 63 項目を年 2 回、大阪健康安全基盤研究所に 52 項目を年 1 回委託で行います。

また、大阪広域水道企業団浄水を大阪広域水道企業団において検査を行っていますが、確認のため流木配水場で自己検査の行える 63 項目を年 2 回行います。

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) は、流木浄水場混合原水及び浄水池出口において、大阪健康安全基盤研究所に年 1 回委託して行います。

大阪広域水道企業団受水については、企業団が公表する岬分岐の検査結果を確認することとします。詳しい検査項目、頻度については、資料－2 及び資料－4 のとおりです。

(3) 流木浄水場処理工程確認検査

浄水処理が適正に行われているか確認するため、混合原水、沈殿池出口、ろ過池出口及び浄水池出口の 4 か所を検査地点とし、週 1 回以上行います。

検査項目は、「亜硝酸態窒素」、「硝酸態窒素」、「フッ素及びその化合物」、「塩素酸」、「鉄及びその化合物」、「マンガン及びその化合物」、「塩化物イオン」、「カルシウム、マグネシウム等（硬度）」、「有機物（全有機炭素の量）」、「pH 値」、「色度」、「濁度」、「亜塩素酸」、「遊離残留塩素」、「カルシウム硬度」、「電気伝導率」、「硫酸イオン」、「カリウムイオン」、「アンモニア態窒素」、「水温」の 20 項目を行います。

(4) クリプトスポリジウム原虫検査

水源が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」による汚染の恐れ判断で地表水等が混入していない（汚染の恐れ判断となる指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌及びトリクロロエチレン等が検出されていないことを確認）深井戸より取水した被圧地下水のみを水源としているので、クリプトスポリジウム等による汚染はないと判断されますが、安全・安心の観点から流木浄水場混合原水及び浄水池出口で年 1 回、泉佐野保健所に依頼して検査を行います。

平成 9 年より検査を行っていますが検出されていません。

(5) 放射能検査

東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の被災以降、大阪広域水道企業団において、大阪広域水道企業団浄水の放射能測定を実施していますが、確認のため流木配水場（大阪広域水道企業団受水）で年 4 回測定することとします。

また、流木浄水場についても混合原水及び浄水池出口で年 4 回測定します。

(6) 有機フッ素化合物 (PFAS) 検査

令和 6 年度より、安全・安心の観点から流木浄水場混合原水及び浄水池出口において、大阪健康安全基盤研究所で測定可能な PFAS19 項目（要検討項目に位置付けられているペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) も含む）を年 1 回委託して行います。

6. 水質検査方法

(1) 検査方法

水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目の検査は厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に定める水質管理目標設定項目の検査方法により行います。その他の項目については「上水試験方法」（日本水道協会編）等により行います。

(2) 検査機関

水質検査計画で検査を行う項目の内、本市で検査機器が未整備のため検査を行なえない項目については委託により行い、それ以外の項目は岸和田市上下水道局浄水課水質担当で検査を行います。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれのある次のような場合には、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎年度見直し必要に応じて改正しホームページに掲載します。

水質検査計画に基づき実施した水質検査結果は、最新の結果をホームページに掲載します。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

水質検査方法における定量下限は、原則として基準値又は目標値の10分の1を得られ、その10分の1付近における値の変動係数（CV値）で金属類等では10%以下、有機物では20%以下の精度を確保します。

(2) 信頼性保証

正確な水質検査結果が得られるよう、精密分析機器は機器メーカーによる定期点検を実施し検査精度を保持し、水質検査方法の妥当性の評価を行い、水質検査技術の向上に努めるとともに、大阪府健康医療部が実施する外部精度管理調査や大阪広域水道企業団の共同精度管理に参加し信頼性の確保に努めます。

10. 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が生じた場合は、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課等と連携して原因究明し対策を講じます。

- (1) 大阪広域水道企業団で水質事故等により影響がある場合は、アクアネット大阪*により情報交換を行います。また、必要に応じ水質検査を実施し、対策を講じ被害の拡大を防止し、安全な水道水の供給に努めます。
- (2) 近隣市の堺市と水質検査機器の共同使用に関する協定を締結し、緊急時の検査体制の強化を図るとともに水質検査に関する情報を共有することにより分析技術の向上を図ります。

* アクアネット大阪：大阪広域水道企業団・市町村水道情報交換システムの愛称で、大阪広域水道企業団と市町村水道の間で水質や水運用等の情報を相互に交換するシステムであり水質の向上・安定送水をめざした水道のネットワークです。

資料-1

水源の水質基準における検査項目、検査頻度及び過去3年(令和3年度～令和6年度)の検査結果

検査項目	単位	基準値	過去3年検査結果 上段:最大値、下段:平均値			令和6年度 計画検査頻度		検査 方法	
			流水浄水場		流水配水場	流水浄水場 水源・浄水	流水配水場 企業団受水		
			混合原水	浄水池出口	企業団受水				
基1	一般細菌	検水 1ml中	1ml中集落数 が100以下	2 0	0	1 0	月1回	月1回	自己検査
基2	大腸菌	検水 100ml中	検出され ないこと	1.0未満 1.0未満	-	-	月1回	月1回	自己検査
基3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 以下	0.0003未満 0.0003未満	0.0003未満 0.0003未満	0.0003未満 0.0003未満	月1回	月1回	自己検査
基4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	0.00005未満 0.00005未満	0.00005未満 0.00005未満	0.00005未満 0.00005未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	月1回	月1回	自己検査
基6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	月1回	月1回	自己検査
基7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	月1回	月1回	自己検査
基8	六価クロム化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	月1回	月1回	自己検査
基9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04 以下	0.004未満 0.004未満	0.004未満 0.004未満	0.004未満 0.004未満	月1回	月1回	自己検査
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	月1回	月1回	自己検査
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10 以下	1.03 0.39	1.03 0.39	1.24 0.85	月1回	月1回	自己検査
基12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8 以下	0.08未満 0.08未満	0.08未満 0.08未満	0.09 0.08未満	月1回	月1回	自己検査
基13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1 以下	0.1未満 0.1未満	0.1未満 0.1未満	0.1未満 0.1未満	月1回	月1回	自己検査
基14	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	0.005未満 0.005未満	0.005未満 0.005未満	0.005未満 0.005未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	0.004未満 0.004未満	0.004未満 0.004未満	0.004未満 0.004未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基17	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基20	ベンゼン	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基21	塩素酸	mg/l	0.6 以下	* 0.16 0.08	0.13 0.06未満		月1回	月1回	自己検査
基22	クロロ酢酸	mg/l	0.02 以下	* 0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満		3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基23	クロロホルム	mg/l	0.06 以下	* 0.001未満 0.001未満	0.012 0.004		3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	* 0.003未満 0.003未満	0.003未満 0.003未満		3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1 以下	* 0.001 0.001未満	0.009 0.005		3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基26	臭素酸	mg/l	0.01 以下	* 0.002 0.001未満	0.004 0.002		月1回	月1回	自己検査

* 水源及び浄水処理工程では、消毒副生成物及び味については検査を行いません。

検査項目	単位	基準値	過去3年検査結果 上段:最大値、下段:平均値			令和6年度 計画検査頻度		検査 方法	
			流水浄水場		流水配水場	流水浄水場 水源・浄水	流水配水場 企業団受水		
			混合原水	浄水池出口	企業団受水				
基27	総トリハロメタン	mg/l	0.1 以下	* 0.002 0.001未満	0.036 0.014	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
基28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03 以下	* 0.003未満 0.003未満	0.003未満 0.003未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
基29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03 以下	* 0.001未満 0.001未満	0.013 0.005	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
基30	ブロモホルム	mg/l	0.09 以下	* 0.001 0.001未満	0.002 0.001	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
基31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08 以下	* 0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
基32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1 以下	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	月1回	月1回	自己検査
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2 以下	0.01未満 0.01未満	0.01 0.01未満	0.01 0.01未満	月1回	月1回	自己検査
基34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3 以下	4.16 2.46	0.01 0.01未満	0.01未満 0.01未満	月1回	月1回	自己検査
基35	銅及びその化合物	mg/l	1 以下	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	月1回	月1回	自己検査
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200 以下	19.5 17.5	20.2 18.8	18.0 14.4	月1回	月1回	自己検査
基37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05 以下	0.365 0.227	0.001 0.001未満	0.009 0.002	月1回	月1回	自己検査
基38	塩化物イオン	mg/l	200 以下	11.1 8.4	16.3 11.2	22.7 16.1	月1回	月1回	自己検査
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 以下	65.2 58.6	65.7 59.3	46.8 41.6	月1回	月1回	自己検査
基40	蒸発残留物	mg/l	500 以下	204 169	204 168	139 100	月1回	月1回	自己検査
基41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 以下	0.02未満 0.02未満	0.02未満 0.02未満	0.02未満 0.02未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基42	ジオスミン	mg/l	0.00001 以下	0.000001未満 0.000001未満	0.000005 0.000001未満	0.000001未満 0.000001未満	月1回	月1回	自己検査
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001 以下	0.000001未満 0.000001未満	0.000001未満 0.000001未満	0.000001未満 0.000001未満	月1回	月1回	自己検査
基44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基45	フェノール類	mg/l	0.005 以下	0.0005未満 0.0005未満	0.0005未満 0.0005未満	0.0005未満 0.0005未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
基46	有機物(全有機炭素の量)	mg/l	3 以下	0.4 0.2	0.5 0.2	1.1 0.8	月1回	月1回	自己検査
基47	pH値		5.8以上 8.6以下	6.80 6.62	7.04 6.73	7.36 7.19	月1回	月1回	自己検査
基48	味		異常で ないこと	* 異常認めず	異常認めず		月1回	月1回	自己検査
基49	臭気		異常で ないこと	微土臭 異常認めず	異常認めず		月1回	月1回	自己検査
基50	色度	度	5 以下	23.5 5.0	0.3 0.1未満	0.6 0.3	月1回	月1回	自己検査
基51	濁度	度	2 以下	9.60 1.62	0.05 0.01未満	0.13 0.02	月1回	月1回	自己検査

資料-2 水源における水質管理目標設定項目の検査項目、頻度及び過去3年(令和3年度～令和5年度)の検査結果

検査項目	単位	目標値	過去3年の検査結果			令和6年度計画検査頻度		検査方法			
			上段は最大値、下段は平均値			流木浄水場 混合原水	流木配水場 浄水池出口		流木配水場 企業団受水		
			0.002未満	0.002未満	0.002未満						
目1 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	月1回	月1回	自己検査	
目2 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	月1回	月1回	自己検査	
目3 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.0020	0.002未満	0.002未満	月1回	月1回	自己検査	
目5 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
目8 トルエン	mg/l	0.4 以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
目9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08 以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	6ヶ月1回	6ヶ月1回	自己検査	
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6 以下		0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	月1回	月1回	自己検査	
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6 以下	浄水及び浄水処理過程で二酸化塩素を注入しないので検査を実施しない								
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01 以下		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02 以下		0.002未満	0.002	0.002	0.002未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査	
目15 農薬類		比の和として1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	6ヶ月1回	6ヶ月1回	一部委託検査	
目16 残留塩素	mg/l	1 以下		1.07	0.92	0.80	0.70	月1回	月1回	自己検査	
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10以上 100以下	65.2	65.7	46.8	58.6	59.3	41.6	月1回	月1回	自己検査
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.365	0.001	0.009	0.227	0.001未満	0.002	月1回	月1回	自己検査
目19 遊離炭酸	mg/l	20 以下	37.9	28.9	6.9	35.1	23.1	4.5	月1回	月1回	自己検査
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3 以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
目21 メチルtertブチルエーテル	mg/l	0.02 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
目22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/l	3 以下	全有機炭素との相関が認められるため検査を実施しない								
目24 蒸発残留物	mg/l	30以上 200以下	204	204	139	169	168	100	月1回	月1回	自己検査
目25 濁度	度	1 以下	9.60	0.05	0.13	1.62	0.01未満	0.02	月1回	月1回	自己検査
目26 pH値		7.5程度	6.80	7.04	7.36	6.62	6.73	7.19	月1回	月1回	自己検査
目27 腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし 極力0に近づける	-2.0	-1.9	-2.0	-1.9	-1.8	-1.6	月1回	月1回	自己検査
目28 従属栄養細菌	検水 1ml中	1ml中集落数が 2000以下		0	1		0	0	月1回	月1回	自己検査
目29 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3ヶ月1回	3ヶ月1回	自己検査
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.01未満	0.01	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	月1回	月1回	自己検査
目31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	0.00005 以下(暫定)	0.0000037	0.0000059	0.000013	0.0000028	0.0000047	0.000008	年1回		委託検査
他1 嫌気性芽胞菌	検水 50ml中		0			0			3ヶ月1回		自己検査
他2 総酸度	mg/l		43.1	32.8	7.8	39.9	26.2	5.1	月1回	月1回	自己検査
他3 総アルカリ度	mg/l		73.9	67.1	46.4	69.6	63.8	35.1	月1回	月1回	自己検査
他4 カルシウム硬度	mg/l		44.7	41.2	37.0	37.4	37.7	32.4	月1回	月1回	自己検査
他5 侵食性遊離炭酸	mg/l		32.6	25.0	6.3	30.2	20.2	4.0	月1回	月1回	自己検査
他6 電気伝導率	us/cm		187	190	165	165	166	134	月1回	月1回	自己検査
他7 硫酸イオン	mg/l		33.2	33.4	22.4	21.0	21.5	16.7	月1回	月1回	自己検査
他8 カリウムイオン	mg/l		2.7	2.7	2.9	2.0	2.1	2.5	月1回	月1回	自己検査
他9 アンモニア態窒素	mg/l		0.04			0.02未満			月1回		自己検査
他10 水温	℃	最大 最小 平均	21.2 16.7 18.9	22.1 13.1 19.0	31.0 7.1 18.7				月1回	月1回	自己検査

自己検査で実施する農薬一覧(6ヶ月1回)		
No	農薬名	目標値(µg/l)
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05
4	EPN	0.004
8	アトラジン	0.01
9	アニロホス	0.003
11	アラクロール	0.03
12	イソキサチオン	0.005
13	イソフェンホス	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3
17	イソベンホス(IBP)	0.09
20	エスプロカルブ	0.03
21	エトフェンブロックス	0.08
27	カフェンストール	0.008
31	キノクラミン(ACN)	0.005
32	キャプタン	0.3
38	クロルピリホス	0.003
39	クロロタコニル(TPN)	0.05
40	シアナジン	0.001
41	シアノホス(CYAD)	0.003
43	ジクロベニル(DBN)	0.03
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008
46	ジスルホトン(エチルチオトン)	0.004
48	ジチオピル	0.009
49	シハロブツブチル	0.006
50	シマジン(CAT)	0.003
51	ジメタメリン	0.02
52	ジメトエート	0.05
53	シメリン	0.03
54	ダイアジン	0.003
61	チオベンカルブ	0.02
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
67	トリフルラリン	0.06
68	ナプロバミド	0.03
70	ピベロホス	0.0009
72	ピラジキシフェン	0.004
74	ピリダフェンチオン	0.002
75	ピリプチカルブ	0.02
76	ピロキロン	0.05
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
81	フェンチオン(MPP)	0.006
82	フェントエート(PAP)	0.007
84	フサライド	0.1
85	ブタクロール	0.03
86	ブタミホス	0.02
87	ブプロフェジン	0.02
89	ブレチラクロール	0.05
90	プロシマドン	0.09
92	プロピコナゾール	0.05
93	プロピザミド	0.05
95	プロモブチド	0.1
97	ペンシクロン	0.1
101	ペンディメタリン	0.3
103	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01
104	ペンフレセート	0.07
105	ホスチアゼート	0.005
106	マラチオン(マラソン)	0.7
109	メタラキシル	0.2
110	メチダチオン(DMTP)	0.004
112	メトリブジン	0.03
113	メフェナセート	0.02
114	メブロニル	0.1
115	モリネート	0.005

委託検査で実施する農薬一覧(年1回)		
No	農薬名	目標値(µg/l)
2	ダラボン	0.08
3	2,4-D	0.02
5	MCPA	0.005
6	アシュラム	0.9
7	アセフェート	0.006
10	アミトラズ	0.006
16	イブフェンカルバゾン	0.002
18	イミノタジン	0.006
19	インダノファン	0.009
22	エンドスルファン	0.01
23	オキサジクロメホン	0.02
24	オキシニル	0.03
25	オリサストロビン	0.1
26	カズサホス	0.0006
28	カルタップ	0.08
29	カルバリル	0.02
30	カルボフラン	0.0003
33	クミルロン	0.03
34	グリホサート	2
35	グルホシネート	0.02
36	クロメプロップ	0.02
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001
42	ジウロン	0.02
45	ジクワット	0.01
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005
55	ダイムロン	0.8
56	ダズメット、メタム及びMITC	0.01
57	チアジニル	0.1
58	チウラム	0.02
59	チオジカルブ	0.08
60	チオファネートメチル	0.3
62	テフリルトリオン	0.002
64	トリクロピル	0.006
65	トリクロルホン(DEP)	0.005
66	トリシクランゾール	0.1
69	バラコート	0.01
71	ピラクロニル	0.01
73	ピラノリネート	0.02
77	フィプロニル	0.0005
80	フェリムゾン	0.05
83	フェントラザミド	0.01
88	フルアジナム	0.03
91	プロチオホス	0.007
94	プロベナゾール	0.03
96	ペノミル	0.02
98	ペンソピシクロン	0.09
99	ペンゾフェナップ	0.005
100	ペンタゾン	0.2
102	ペンフラカルブ	0.02
107	メコプロップ	0.05
108	モノミル	0.03
111	メミノストロビン	0.04

農薬類委託検査機関名
大阪健康安全基盤研究所

流木配水場企業団受水におけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の値は、大阪広域水道企業団が実施している岬分岐の測定結果です。(令和3年度から令和5年度)

資料-3 給水栓における水質基準項目の検査項目、検査頻度及び過去3年(令和3年度～令和5年度)の検査結果

検査項目	単位	基準値	過去3年検査結果 (上段:最大値、下段:平均値)											検査頻度等				検査方法		
			流木低区配水区	流木高区配水区	光明低区配水区	光明中区配水区	赤山低区配水区	赤山高区配水区				今木配水区	全配水区における検査結果	法令による検査回数可否	法令による検査省略可否	給水栓以外で採取可否	令和6年度計画検査頻度			
			岸之浦町	尾生町	流木町	尾生町	額原町	牛滝町	塔原町	北阪町	岸の丘町	木材町								
基1 一般細菌	検査1ml中	1ml中集落数が100以下	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	A			月1回	自己検査	
基2 大腸菌	検査100ml中	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A			月1回	自己検査	
基3 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	D	E	G1	F	月1回	自己検査
基4 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	D	E	G1	F	3ヶ月1回	自己検査
基5 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G1	F	月1回	自己検査
基6 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G2	F	月1回	自己検査
基7 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G1	F	月1回	自己検査
基8 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	D	E	G2	F	月1回	自己検査
基9 亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	D	E		F	月1回	自己検査
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D			F	月1回	自己検査
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	1.07	1.26	1.25	1.25	1.23	1.20	1.19	1.18	1.20	1.25	1.26	D	E		F	月1回	自己検査	
基12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	D	E	G3	F	3ヶ月1回	自己検査	
基21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.10	0.11	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	D			F	月1回	自己検査	
基22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.017	0.018	0.015	0.013	0.013	0.019	0.022	0.023	0.021	0.017	0.023	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005	0.004	0.006	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.011	0.011	0.010	0.009	0.010	0.011	0.011	0.012	0.011	0.011	0.012	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	D			F	月1回	自己検査	
基27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.044	0.046	0.041	0.037	0.038	0.046	0.050	0.052	0.049	0.045	0.052	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003	0.004	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003	0.005	0.005	0.004	0.003	0.005	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.015	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015	0.016	0.017	0.016	0.016	0.017	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	D			F	3ヶ月1回	自己検査	
基32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1以下	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.03	D	E	G2	F	月1回	自己検査	
基33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	D	E	G2	F	月1回	自己検査	
基34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.04	0.02	0.01未満	0.02	0.01未満	0.12	0.10	0.06	0.02	0.03	0.12	D	E	G2	F	月1回	自己検査	
基35 銅及びその化合物	mg/l	1以下	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	D	E	G2	F	月1回	自己検査	
基36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	18.5	18.3	18.7	18.2	18.5	17.5	17.1	17.8	17.6	18.5	18.7	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.004	0.008	0.005	0.006	0.005	0.011	0.006	0.006	0.004	0.004	0.011	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基38 塩化物イオン	mg/l	200以下	19.2	20.5	20.2	19.7	19.9	21.0	20.7	20.9	20.7	20.3	21.0	A	B		F	月1回	自己検査	
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	53.1	46.7	46.5	46.4	46.1	46.3	48.4	49.0	46.5	46.8	53.1	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基40 蒸発残留物	mg/l	500以下	205	178	189	195	184	197	191	205	203	186	205	D	E	G1	F	月1回	自己検査	
基41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	D	E	G1	F	3ヶ月1回	自己検査	
基42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	C		G4		一定期間月1回	自己検査	
基43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	C		G4		一定期間月1回	自己検査	
基44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	D	E	G1	F	3ヶ月1回	自己検査	
基45 フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	D	E	G1	F	3ヶ月1回	自己検査	
基46 有機物(全有機炭素の量)	mg/l	3以下	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	A	B		F	月1回	自己検査	
基47 pH値		5.8以上8.6以下	7.53	7.46	7.42	7.40	7.52	7.77	7.90	7.94	7.53	7.39	7.94	A	B		F	月1回	自己検査	
基48 味		異常でないこと	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	A	B		F	月1回	自己検査	
基49 臭気		異常でないこと	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	異常認めず	A	B		F	月1回	自己検査	
基50 色度	度	5以下	0.7	0.6	0.7	0.7	1.4	1.3	2.3	1.2	1.4	0.7	2.3	A	B		F	月1回	自己検査	
基51 濁度	度	2以下	0.03	0.21	0.07	0.07	0.18	0.29	0.35	0.12	0.15	0.18	0.35	A	B		F	月1回	自己検査	

※ 自動水質計器移設のため、令和6年1月17日より検査地点を忠岡町新浜から木材町に変更。

水道法施行規則第15条第1項の規定による検査頻度

- A 第3号イにより、おおむね1箇月に1回以上とすること
- B 第3号イただし書きにより、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる
- C 第3号ロにより、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とすること
- D 第3号ハにより、おおむね3箇月に1回以上とすること
- E 第3号ハただし書きにより、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査の結果がすべて水質基準値の十分の一以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる
- F 第2号により、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことがあきらかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる
- G 第4号により、当該事項について過去の検査結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、下記、G1からG4に掲げる事項を勘案して、その全部または一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は1号および3号の規定にかかわらず、省略することができる。
 - G1：原水並びに水源及びその周辺の状況
 - G2：原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況
 - G3：原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)
 - G4：原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、かび臭物質を産出する藻類の発生状況を含む)

資料－４ 給水栓における水質管理目標設定項目及びその他項目の検査項目、検査頻度及び過去3年(令和3年度～令和5年度)検査結果

検査項目	単位	目標値	過去3年検査結果 (上段:最大値、下段:平均値)												令和6年度 計画検査 頻度	検査 方法
			流木低区配水区	流木高区配水区	光明低区配水区	光明中区配水区	赤山低区配水区	赤山高区配水区				今木配水区	全配水区にお ける検査結果			
			岸之浦町	尾生町	流木町	尾生町	額原町	牛滝町	塔原町	北阪町	岸の丘町	木材町※				
目1 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	月1回	自己検査
目2 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002 以下	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	月1回	自己検査
目3 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.004 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.003 0.002未満	0.003 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.003 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.003 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.004 0.002未満	0.002未満 0.002未満	月1回	自己検査
目5 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	0.0004未満 0.0004未満	3ヶ月1回	自己検査
目8 トルエン	mg/l	0.4 以下	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	0.04未満 0.04未満	3ヶ月1回	自己検査
目9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08 以下	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	0.008未満 0.008未満	6ヶ月1回	自己検査
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6 以下	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	0.06未満 0.06未満	月1回	自己検査
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6 以下	浄水及び浄水処理過程で二酸化塩素を注入しないので検査を実施しない													
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01 以下	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	0.001未満 0.001未満	3ヶ月1回	自己検査
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02 以下	0.005 0.002未満	0.005 0.002未満	0.003 0.002未満	0.002 0.002未満	0.003 0.002未満	0.008 0.005	0.007 0.005	0.007 0.004	0.006 0.003	0.004 0.002未満	0.008 0.002未満	0.008 0.002未満	3ヶ月1回	自己検査
目15 農薬類		注)	比の和として1以下												6ヶ月1回	一部委託検査
目16 残留塩素	mg/l	1 以下	0.61 0.36	0.72 0.39	0.76 0.61	0.83 0.67	0.83 0.64	0.70 0.46	0.60 0.41	0.62 0.40	0.81 0.53	0.56 0.36	0.83 0.48	0.83 0.48	月1回	自己検査
目17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	10～100	53.1 46.1	46.7 42.0	46.5 41.9	46.4 41.5	46.1 41.4	47.6 43.0	48.4 44.1	49.0 44.4	46.5 41.8	46.8 42.3	53.1 42.9	53.1 42.9	月1回	自己検査
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01 以下	0.004 0.001	0.008 0.001	0.005 0.002	0.006 0.002	0.005 0.002	0.011 0.003	0.006 0.003	0.006 0.002	0.004 0.002	0.004 0.002	0.011 0.002	0.011 0.002	月1回	自己検査
目19 遊離炭酸	mg/l	20 以下	8.2 5.1	5.9 3.9	5.7 3.9	6.3 4.0	6.1 4.0	3.8 2.4	3.6 2.2	3.9 2.3	5.2 3.4	5.8 3.9	8.2 3.5	8.2 3.5	月1回	自己検査
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3 以下	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	0.03未満 0.03未満	3ヶ月1回	自己検査
目21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/l	0.02 以下	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	0.002未満 0.002未満	3ヶ月1回	自己検査
目22 有機物等(過マンガン酸カウム消費量)	mg/l	3 以下	全有機炭素との相関が認められるため、検査を実施しない													
目24 蒸発残留物	mg/l	30～200	205 118	178 109	189 108	195 106	184 107	197 110	191 113	205 113	203 108	186 107	205 110	205 110	月1回	自己検査
目25 濁度	度	1 以下	0.03 0.01未満	0.21 0.02	0.07 0.03	0.07 0.02	0.18 0.04	0.29 0.10	0.35 0.12	0.12 0.03	0.15 0.04	0.18 0.03	0.35 0.04	0.35 0.04	月1回	自己検査
目26 pH値		7.5 程度	7.53 7.28	7.46 7.29	7.42 7.26	7.40 7.25	7.52 7.28	7.77 7.51	7.90 7.61	7.94 7.62	7.53 7.34	7.39 7.27	7.94 7.37	7.94 7.37	月1回	自己検査
目27 腐食性(ランゲリア指数)		-1程度とし極力 0に近づける	-1.8 -1.4	-1.9 -1.6	-1.9 -1.6	-2.0 -1.6	-1.9 -1.6	-1.7 -1.4	-1.6 -1.2	-1.6 -1.1	-1.8 -1.5	-1.9 -1.6	-2.0 -1.4	-2.0 -1.4	月1回	自己検査
目28 従属栄養細菌	検水 1ml中	1ml中集落数が 2000以下	9 0	1 0	1 0	1 0	0 0	1 0	10 0	3 0	4 0	1 0	10 0	10 0	月1回	自己検査
目29 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	0.01未満 0.01未満	3ヶ月1回	自己検査
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.02 0.01未満	0.02 0.01未満	0.01 0.01未満	0.01 0.01未満	0.02 0.01未満	0.02 0.01未満	0.02 0.01未満	0.02 0.01未満	0.01 0.01未満	0.01 0.01未満	0.02 0.01未満	0.02 0.01未満	月1回	自己検査
目31 ヘルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA) 注)	mg/l	0.00005 以下(暫定)	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	0.000013 0.000008	年1回	委託検査
他1 総酸度	mg/l		9.3 5.8	6.7 4.4	6.5 4.4	7.2 4.6	6.9 4.6	4.3 2.7	4.1 2.5	4.4 2.6	5.9 3.9	6.6 4.5	9.3 4.0	9.3 4.0	月1回	自己検査
他2 総アルカリ度	mg/l		49.2 40.2	40.8 34.9	39.6 34.8	42.1 34.8	39.6 34.6	41.6 36.3	44.0 37.6	44.0 37.6	41.6 35.1	41.7 35.1	49.2 36.1	49.2 36.1	月1回	自己検査
他3 カルシウム硬度	mg/l		40.2 35.7	36.4 32.8	36.3 32.9	36.1 32.5	35.8 32.2	37.5 34.3	39.0 35.7	39.4 36.0	36.2 32.6	36.4 32.9	40.2 33.8	40.2 33.8	月1回	自己検査
他4 侵食性遊離炭酸	mg/l		7.3 4.5	5.4 3.4	5.2 3.4	5.8 3.6	5.6 3.6	3.4 2.0	3.1 1.8	3.4 1.9	4.7 3.0	5.2 3.5	7.3 3.1	7.3 3.1	月1回	自己検査
他5 電気伝導率	us/cm		176 147	164 138	159 138	156 136	162 136	158 137	158 139	160 140	160 140	159 139	176 139	176 139	月1回	自己検査
他6 硫酸イオン	mg/l		21.1 17.3	21.7 16.7	21.1 16.8	22.0 16.5	21.4 16.5	19.6 16.5	19.4 16.5	20.0 16.6	19.5 16.6	20.9 16.7	22.0 16.7	22.0 16.7	月1回	自己検査
他7 カリウムイオン	mg/l		2.8 2.4	3.0 2.5	3.0 2.5	3.0 2.5	3.0 2.5	2.9 2.5	2.9 2.5	2.9 2.5	2.9 2.5	2.9 2.5	3.0 2.5	3.0 2.5	月1回	自己検査
他8 水温	℃	最大 最小 平均	32.8 9.3 21.1	29.6 9.8 19.7	31.1 8.8 19.9	31.0 7.6 19.1	29.8 7.3 18.3	28.2 6.3 17.4	26.2 6.6 16.7	28.3 8.5 18.6	32.8 10.1 21.1	30.0 9.5 19.8	32.8 6.3 19.2	32.8 6.3 19.2	月1回	自己検査

注) 送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことがあらかじめであると認められるので、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所とする。

※ 自動水質計器移設のため、令和6年1月17日より検査地点を忠岡町新浜から木材町に変更。